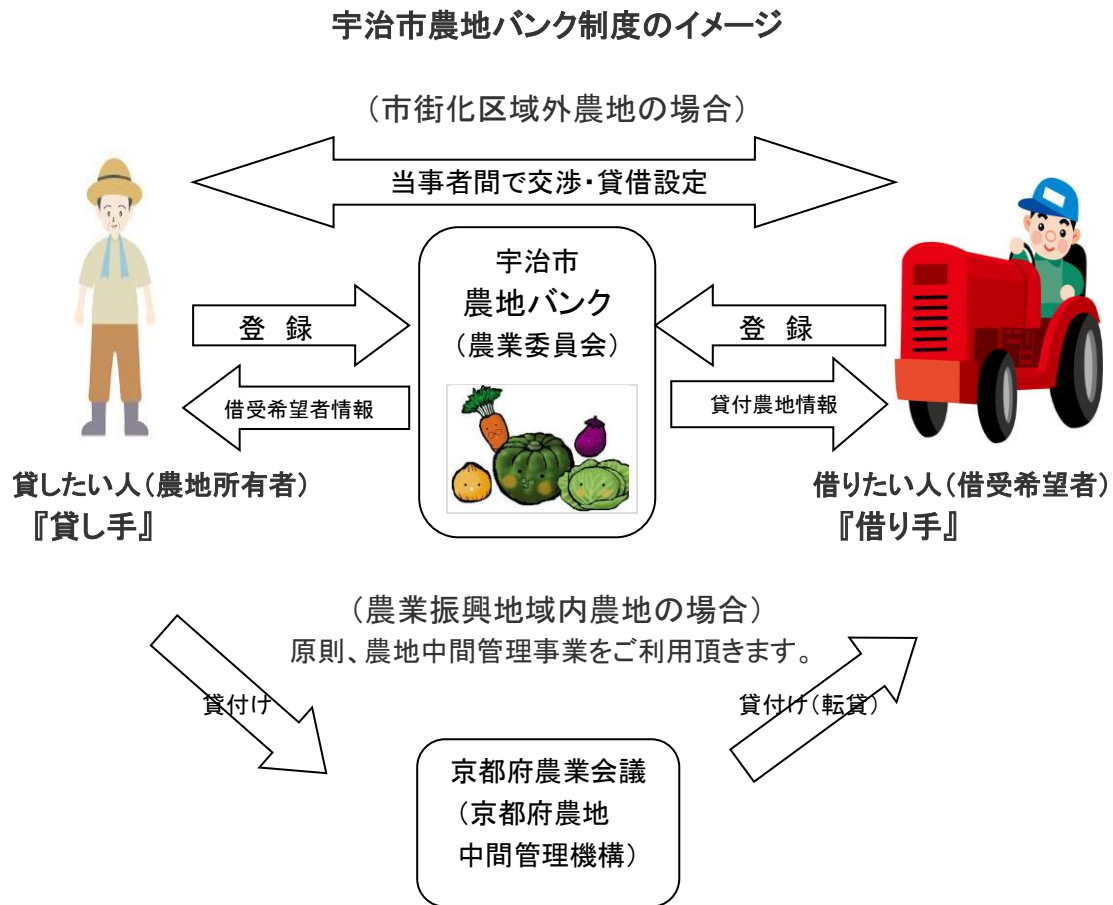


# 宇治市農地バンク制度について



## 1 農地バンク制度

宇治市農業委員会は、耕作放棄地発生 of 未然防止と農地の有効利用促進を図ることを目的として「宇治市農地バンク制度」を創設します。

「宇治市農地バンク制度」とは、農業従事者の高齢化や非農業者による農地の相続などにより、所有者が管理できなくなった又はその見込みのある農地を事前に登録し、借りたい方へ紹介して利用して頂くための制度です。

宇治市農業委員会では、市内に農地を所有し、その提供を希望する『貸し手』とその利用を希望する『借り手』に関する情報を登録し、その情報を公表することとします。

なお、対象となる農地は、市街化区域外の農地(農業振興地域を除く。)であり、市街化区域内の農地は対象としていません。お持ちの農地の区域について不明な場合は、農業委員会事務局にお問い合わせください。

## 2 「農地バンク」への登録を勧める人

- ① 農地を借りることにより経営規模を拡大したいと考えている人
- ② 後継者や農業従事者不足等により、経営規模を縮小したいと考えている人
- ③ 高齢等により、耕作が困難となり、農地が荒廃・遊休化したり、また将来その可能性がある人

## 3 農地を借りることができる人

- ① 原則として3,000㎡以上の経営農地(自作地+借入地)を、現に耕作している個人・法人  
なお、現に耕作放棄地を有している場合、農地を借りることはできません。
- ② これから農地を借りて農業経営を始めよう(新規就農しよう)とする個人・法人  
ただし、次のような農業に関する実務経験・研修経験を有していること。
  - (1) 農業大学校等公的機関の研修修了者
  - (2) 京都府の「担い手養成実践農場」における実践的な研修の修了者
  - (3) 農地所有適格法人等での雇用による実務経験・研修経験を有している者
  - (4) 農家での実務経験・研修経験を1年以上有している者

※ 農業経営を行う必要があるため、農業経験のない方は農地を借りることはできません。

なお、農地所有適格法人でない農業経営実績のない法人については、借りた農地を借主が適正に利用していない場合に貸主が賃借を解除することができる「解除条件付き利用権設定」を行います。その他、法令等の順守すべき諸条件がありますのでご留意願います。

## 4 市街化区域外農地の貸借手続き

### ① 利用権設定による貸借

農地を貸借する場合は、農地法による許可を受けなくても、農業経営基盤強化促進法に基づき、利用権を設定する制度があります。この利用権設定による農地の貸借を設定する場合、農地法の規制の適用が除外され、これにより農地を貸した場合は、期限が到来すれば離作料を支払うことなく、自動的に農地を返してもらうことができます。

なお、この利用権設定により貸借する場合は、5の「利用権設定により農地を貸したい人」又は6の「利用権設定により農地を借りたい人」をご覧ください。

また、現在納税猶予制度の適用を受けておられる方については、農業経営基盤強化促進法に基づいて利用権を設定することにより、引き続き同制度の適用を受けることができます。詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

### ② 農業振興地域内の農地

原則、京都府農地中間管理機構による農地中間管理事業を利用してください。

詳しくは、農林茶業課(市庁舎6階)にお尋ねください。あるいは、一般社団法人京都府農業会議(京都府農地中間管理機構)の[ホームページ](#)をご参照ください。

## 5 利用権設定により農地を貸したい人(農地所有者『貸し手』)

### ① 貸付希望農地の登録

次の書類に必要事項を記入・押印の上、提出してください。『貸し手』が作成する書類です。

#### 【 宇治市農地バンク登録申請書 】

「宇治市農地バンク」へ農地情報を登録するための申請書です。

なお、登録の有効期限は、申請日から起算して3年が経過する日の属する当該年の年末までとします。有効期限が切れますと登録を抹消しますので、再度登録申請が必要となります。

登録の申請は、随時受け付けています。

### ② 賃借料

ご希望の金額(無料を含む)を記入して頂けますが、実際の金額は利用希望者と相談して決めて頂きます。

### ③ 登録できる農地

農地所有者が耕作できなくなった農地。なお、山林・原野化した農地は登録できません。

## 6 利用権設定により農地を借りたい人(借受希望者『借り手』)

### 借受希望の利用登録

次の書類に必要事項をご記入の上、提出してください。『借り手』が作成する書類です。

#### 【 宇治市農地バンク借受登録申請書 】

「宇治市農地バンク」の借受希望者の登録申請書です。

なお、登録の有効期限は、申請日から起算して3年が経過する日の属する当該年の年末までとします。有効期限が切れますと登録を抹消しますので、再度登録申請が必要となります。

登録の申請は、随時受け付けています。

#### 【 宇治市農地バンク利用誓約書 】

「宇治市農地バンク」の利用を希望するに当たって、制度の趣旨をご理解頂いたことを確認する誓約書です。

#### 【 交渉終了報告書 】

農地提供者『貸し手』との交渉を終了した時に提出頂く報告書です。

## 7 貸付農地の情報提供

申し込みにより登録された農地の所在、面積及び現況地目を市ホームページ及び窓口にて公開します。

原則として、**申込順**で『貸し手』及び『借り手』の条件に適えば、事務局より『貸し手』に連絡し意向を確認させて頂き、次に『借り手』へ連絡した後、双方で交渉を開始しご相談頂きます。

賃借料は、『貸し手』と『借り手』との当事者間で相談の上、決定して頂きます。

## 8 注意事項

農地バンクでは、農地の売買のあっ旋は行いません。

農地バンクに登録されても借り手が見つかるまでは草刈り等保安全管理を行ってください。

ご登録いただいた農地情報は、上記7のとおり公開しますのでご了承ください。

なお、実際に農地を借りる場合は、農業経営基盤強化促進法等に基づく農業委員会への申請が別途必要となります。

詳しくは、こちらをご覧ください。⇒[市のホームページ](#) [農地を耕作目的で貸借する場合\(農業経営基盤強化促進法第18条\)](#)

## 問合わせ先

宇治市農業委員会事務局（市庁舎8階）

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地

電話番号:0774-22-3141 内線2591・2590

ファックス番号:0774-21-1629

E-mail: nougyouinkai@city.uji.kyoto.jp